

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>商工労働部 中小企業支援室</p>	<p>普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1537 699"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8258.13 ㎡</td> <td>大阪繊維リソースセンタービルの敷地</td> <td>12,695,200 円（注1）</td> <td>平成24年11月1日から 令和24年10月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）公有財産台帳では、年間貸付料の改定に伴う登載が行われず、「12,972,300円」のまま放置されていた。</p>	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間	土地	8258.13 ㎡	大阪繊維リソースセンタービルの敷地	12,695,200 円（注1）	平成24年11月1日から 令和24年10月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （貸付状況の確認） 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付に係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可、貸付又は使用承認の状況） 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。</p> <p>事務のチェック体制が不十分であったことに起因するので、再発防止のため、公有財産台帳登載までのフローが分かる賃借料に関するチェックシートを作成し、複数の職員で確認することにした。</p> <p>今後は、担当者だけでなく、複数の職員でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間									
土地	8258.13 ㎡	大阪繊維リソースセンタービルの敷地	12,695,200 円（注1）	平成24年11月1日から 令和24年10月31日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月5日から同年7月4日まで）